

企画競争実施の公示

平成30年3月2日

国土交通省土地・建設産業局長 田村 計

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務の名称：地籍整備プラットフォーム・オープンデータシステム構築業務

(2) 業務の概要：国土交通省では、都市部の地籍整備をより一層推進するため、民間測量成果等を有効活用した地籍整備手法を検討しており、市町村等が整備する官民境界の調査成果や地籍調査以外の位置基準が統一された民間及び公共測量データを蓄積・共有する環境整備を実施することとしている。

本業務は、当該環境整備の一環として、市町村等が地籍調査により整備した基準点や官民境界データ等を登録・公開するとともに、地籍調査以外の公共事業等で測量された土地境界に係る測量成果や民間事業者等により作成された地積測量図等に係る測量成果を登録・公開するための「地籍整備プラットフォーム・オープンデータサイト」の構築に向けた詳細仕様の検討及びモデルシステムの構築を実施することを目的とする。

(3) 履行期限：平成31年3月8日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において全国の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 当該競争参加資格に係る申請期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間、国土交通省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年5月30日付官会第1242号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 配置予定技術者として、以下の（ア）～（ウ）要件を満たす者を配置すること。（ア）～（ウ）の要件を満たす者は複数人数でもよい。

（ア）平成25年度以降に、Windows系クライアントにおいて、SQL, Apache, Java, JavaScript, PHP等によるサーバーサイドプログラミング等を利用したシステムの開発及び改修を行った実績があること。

（イ）地理院地図を利用したシステム開発または改修を行った実績あること。

（ウ）情報処理技術者（レベル2※以上）

※ここでいう情報処理技術者とは「共通キャリア・スキルフレームワーク第一版・追補版」（経済産業省・独立行政法人 情報処理推進機構）におけるレベル2以上の能力を

有する技術者で、具体的には独立行政法人 情報処理推進機構が実施している情報処理技術者試験の「基本情報技術者」（旧：第二種情報処理技術者）試験合格者のことを指す。なお、レベル3相当となる試験合格者も含む。

(2) 守秘性に関すること。

個人情報保護に関する内部規程等が整備され、個人情報を収集、利用及び提供を行う場合にはこれを遵守するとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止等の厳正な管理体制が整備されていること。

3. 手続等

(1) 担当部局（照会先）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館 5F
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課 担当：小門、山田
TEL：03-5253-8111（内線 30-528） FAX：03-5253-1580

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間：平成30年3月2日（金）から平成30年4月11日（水）まで
（但し、土・日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～18時00分）
場 所：(1)に同じ。（但し、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。）
なお、郵送等による交付は行わない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年4月11日（水）18時00分
場 所：(1)に同じ。
方 法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールによる。電子メールによる場合は、着信の確認を当課まで行うこと。
提出期限までに到達しなかった企画提案書は無効とする。

(4) 企画提案に関するヒアリング

実施しない

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 提出期限までに提出場所に到達しなかった企画提案書、参加資格のない者が提出した企画提案書は無効とする。

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(6) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、特定後において、変更の理由及び変更後の内容について担当職員がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(7) 企画提案書に記載した担当者は、変更することはできない。ただし、死亡・転職等発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書は無効にするとともに、記載を行っ

た提案者に対して指名停止を行うことがある。

(9) 企画提案を特定しなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、土地・建設産業局長に対して非特定理由についての説明を書面により求めることができる。

土地・建設産業局長は、非特定とされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(10) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。（なお、返却を希望しない提案者は、提出の際にその旨を申し出る必要がある。）

(11) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(12) 企画提案書の内容により、必要に応じて担当職員が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。

(13) 企画提案書等について、担当職員から依頼があった場合は、提案者は当該依頼に基づき説明をしなければならない。

(14) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(15) 本手続は平成30年度政府予算案の成立を前提に実施するものであり、予算が成立しなかった等の場合には契約締結できない場合がある。

(16) その他の詳細は企画競争説明書による。